

<参考>「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御提出について

開示決定した行政文書について、実際の開示の実施を受ける（情報公開窓口において文書を閲覧することや、複写機により複写（コピー）をしたものを受け取ること、また、郵送により受け取ること）ためには、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」の「2. 求める開示の実施の方法」の事項を記載し、手数料が必要な場合は下記の額の印紙を添付して、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に「※ 行政文書の開示の実施方法等申出書の提出先」に提出していただくことが必要です。

1. 開示の実施に必要な手数料

※開示請求手数料（300円）控除後の実際の手数料

① 閲覧	無料
② 全て白黒コピー	1,900円
③ カラー部分のみカラーコピー	一
④ スキャナにより電子化しCD-Rに複写	2,000円
⑤ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写	2,020円

また、郵送を希望される場合には、必要な切手についても同封してください。

2. 必要な切手の額

① コピーの送付	380円
② CD-Rの送付	140円
③ DVD-Rの送付	140円

なお、事務所における開示の実施（閲覧又はコピー等を受け取ること）を選択される場合には、当方で開示の実施の準備を行う必要がありますので、開示を受ける希望日の3日前には、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当方に届くように御提出願います。

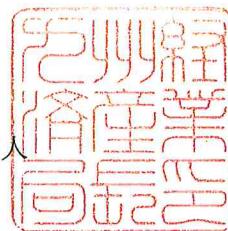
経済産業省

20170828公開九州第2号
平成29年9月21日

行政文書開示決定通知書

岩田屋フード株式会社
代表取締役 組坂 善昭 殿

九州経済産業局長 高橋 直人



平成29年8月28日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第2項の規定に基づき認定された発電事業に係わる下記のデータ項目について、記されているリスト。

- ・対象期間 平成24年7月1日から平成29年3月31日まで
- ・対象地区（設備の所在地）

九州電力管内全域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

- ・対象発電区分 500kW以上の太陽光発電設備
- ・データ項目（具体的開示請求情報）

○運転開始前

①設備の名称、②設備の所在地（市町村名のみ）、③発電出力、④運転開始予定日、⑤設備認定日

○運転開始後

①設備設置者名、②設備設置者の住所（設備設置者が法人の場合のみ）、③設備の所在地（設備設置者が個人の場合であり、自宅に設置されると思われるものを除く。）、④発電出力、⑤運転開始日、⑥設備認定日

2. 不開示とした部分とその理由

上記1. の行政文書中、「①設備の名称」については、発電事業者が法人等の場合にあっては、設置者の名称や所在地が特定できる固有の名称を付している場合は、公にすることにより、法人又は事業を営む個人及び場所が特定され、当該法人又は事業を営む個人の事業活動や経営戦略、設備投資計画が明らかになり、当該法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当するため不開示とした。

また、同部分について、発電事業者が個人の場合にあっては、氏名等の個人を識別できる固有の名称は個人識別性の高い情報であり、設置者の住所を特定できる名称は生活の本拠に係わる情報で生活又は財産の保護が必要であることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」において「情報公開窓口における開示の実施」を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がありましたら、通知書「4. 担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

別紙1

1. (開示の実施の方法別) 開示実施手数料

* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書				
A4 115 枚 うち両面 105 枚 うちカラー 0 枚	① 閲覧	100枚までにつき100円	200 円	無料
A3 0 枚 うち両面 0 枚 うちカラー 0 枚	② 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	2,200 円	1,900 円
①閲覧 115 枚 ②～⑤複写 220 枚	③ 複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	- 円	- 円
CD-R 1枚 1 枚 DVD-R 1枚 1 枚 として概算	④ スキャナにより電子化し CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	2,300 円	2,000 円
	⑤ スキャナにより電子化し DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	2,320 円	2,020 円

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますのでご承知おきください。

2. (郵送する媒体別) 所要郵送料(見込額)

郵送する媒体	郵送方法	料金
②③複写機により複写したものを交付	定形外	380 円
④CD-Rの送付	定形外	140 円
⑤DVD-Rの送付	定形外	140 円

別紙2 説明事項

1. 開示の実施の方法等の選択について

開示の実施については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料相当額の収入印紙を貼付したうえで、当該申出書を情報公開窓口宛て御返送ください。

開示の実施の方法は、別紙1. の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3. 「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。（開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は、遅くとも窓口において開示を受けることを希望する日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。）

記載された日時に御都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4. 「担当課室等」に記載した担当課室宛て御相談ください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用相当額の郵便切手を、上記申出書に同封して情報公開窓口あて送付していただく必要があります。

なお、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、情報公開窓口に連絡ください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

なお、情報公開窓口に直接来所の上、開示の実施方法等を申し出られる場合には、現金によることもできます。

※ (2) (3) は、「実際の開示実施手数料（控除後）」が有料の場合に適用となります。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求することができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法

別紙1記載の「1.（開示の実施の方法別）開示実施手数料」の実際の手数料を御覧ください。

また、上記「開示の実施」を受けるためには、法第14条第3項の規定により、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」書式に所要事項を御記入のうえ、この通知書を受け取った日から30日以内に下記情報公開窓口宛て御返送いただく必要がありますので御留意ください。

（2）開示を実施する日

平成29年9月28日（木曜日）以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当局に到達した日から3日後の日（注：当該日が土日祝日に当たる場合は翌開庁日となります。また、掲記期日の3日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御返送（当局到達）があった場合は、平成29年9月28日となります。）

（3）情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

①日時：平成29年9月28日（木曜日）から平成29年10月30日（月曜日）（土・日曜日及び祝日を除く。）までの日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当局に到達した日から3日後（注：当該日が土日祝日に当たる場合は翌開庁日）以降の日

9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

②場所：九州経済産業局総務企画部総務課情報公開・個人情報保護・政策評価室（情報公開窓口）
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎6号館
電話番号：092-451-8605

（4）写しの送付を希望する場合の発送予定日、所要郵送料（見込額）等

①発送予定日

平成29年9月28日（木曜日）以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当局に到達した日から3日後（注：当該日が土日祝日に当たる場合は翌開庁日。上記期日の3日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御返送（当局到達）があった場合は平成29年9月28日）までに発送予定。

②郵送料（見込額）

郵送する媒体により料金が異なります。委細は、別紙1記載の「2.（郵送する媒体別）所要郵送料（見込額）」を御覧ください。

③郵送料の納付方法

所定額の郵便切手を、上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」に同封して情報公開窓口宛て送付してください。

(5) その他

別紙2 「説明事項」記載を御一読ください。

4. 担当課室等

担当課室：九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課

電話番号：092-482-5473